

# 4月のifo企業景況感指数は5カ月連続の低下 -ドイツの1-3月期GDP成長率は減速の見込み-

- ドイツ企業の景況を示すifo企業景況感指数は、今回発表された4月が5カ月連続の低下となりました。指数低下の背景には複数の要因が考えられますが、足元は、トランプ米政権の保護主義的  
通商政策への懸念が影響しているものとみられます。
- ドイツ経済は1-3月期に減速が見込まれる状況ですが、今後、米独間の通商協議を通じて、落とし所が見えれば企業の景況感は改善し、ドイツ経済は再度持ち直すものと考えられます。

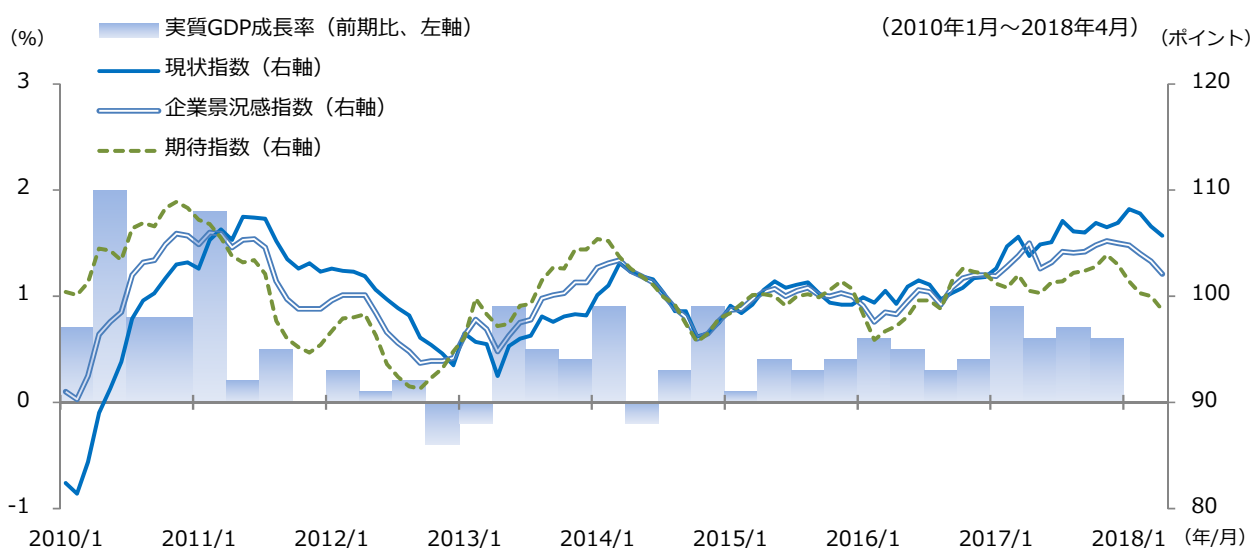
4月のifo企業景況感指数は102.1（前月差▲1.2）と、5カ月連続で低下しました。また、期待指数は98.7（同▲1.3）と5カ月連続で低下し、現状指数は105.7（同▲0.9）と3カ月連続で低下しました（図表1）。

主要4業種別の景況感は、製造業24.0（前月差▲3.3）、建設業19.8（同+1.5、過去最高を更新）、卸売・小売業10.2（同▲3.8）、サービス25.9（同▲3.5）となりました。

ifo企業景況感指数は、昨年11月を直近のピークとして低下していますが、その第1の要因としては、景気拡大を受けて昨年末にかけて景況改善が著しかったことの反動、第2の要因としては、昨年の総選挙後に連立政権協議が迷走し政治の不透明感が強まったこと、第3の要因としては、トランプ政権による保護主義的通商政策への懸念が台頭したこと、などが挙げられます。第1の要因については、今後、反動の影響は徐々に薄れるとみられ、第2の要因についても、今年3月に連立政権の発足に漕ぎ着けたことから、落ち着く方向に向かうとみられます。一方、第3の要因である米国の保護主義への警戒は、ドル安・ユーロ高も相まって、当面、企業のセンチメントに影を落とすものとみられます。ただ、現状指数の水準は低下したとは言え、昨年の平均レベルを維持しているほか、製造業やサービス業、建設業の現状指数は高水準を保っています。1-3月期GDP成長率は前期比で減速が予想されますが、外需は堅調であり、今後、米独間の通商協議を通じて、落とし所が見えてくるにつれて、景況感および経済成長も持ち直すものと考えられます。

※今回、統計の算出基準年が2005年から2015年に変更されたほか、主要4業種は、旧統計の製造業、建設業、卸売業、小売業から、新統計では、製造業、建設業、卸売・小売業、サービス業となりウェイトも変更されています。

図表1 ifo企業景況感指数と実質GDP成長率



（注）実質GDP成長率は四半期ベース、2010/1-3から2017/10-12まで  
（出所）Bloombergのデータを基に岡三アセットマネジメント作成

以上（作成：投資情報部）

### <本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

## 皆様の投資判断に関する留意事項

### 【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

### 【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### 【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用  
**購入時手数料**：購入価額×購入口数×上限3.78%（税抜3.5%）
  - お客様が換金時に直接的に負担する費用  
**信託財産留保額**：換金時に適用される基準価額×0.3%以内
  - お客様が信託財産で間接的に負担する費用  
**運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担**  
 ：純資産総額×実質上限年率1.991088%（税抜1.8436%）程度  
 ※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
- その他費用・手数料**
- 監査費用**：純資産総額×上限年率0.01296%（税抜0.012%）  
 ※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。（監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。）
- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

### 【岡三アセットマネジメント】

商 号：岡三アセットマネジメント株式会社  
 事業内容：投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業  
 登 録：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第370号  
 加入協会：一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

### <本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル **0120-048-214**（9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く）